

議案第19号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

## 芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 一略一</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>	<p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～カ 一略一</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき</p>

改正案	現 行
<p>49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 一略一</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 一略一</p>